

令和3年度 群馬県立桐生清桜高等学校部活動方針

令和3年6月

1 目的

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

2 設置する部活動について

運動部10部、文化部10部を設け、それぞれ顧問教師1名以上、生徒に部長、副部長各1名をおく。

【運動部】

- ・野球部 ・サッカー部 ・バスケットボール部 ・ラグビー部 ・テニス部
- ・陸上競技部 ・バドミントン部 ・剣道部 ・バレーボール部 ・卓球部

【文化部】

- ・吹奏楽部 ・演劇部 ・和太鼓部 ・科学部 ・映画写真部 ・美術漫画部
- ・家庭科部 ・JRC部 ・情報処理部 ・軽音楽部

3 活動日及び活動時間について

(1) 週当たりの休養日の設定

- ・週1日以上休養日を設定する。

(詳細は各部活動ごとの活動計画による)

※大会参加などにより、やむを得ず休養日を確保できない場合は代替休養日を確保する。

(2) 長期休業中の休養日の設定

- ・学期中の休養日の設定に準ずる。
- ・生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。(詳細は各部ごとの活動計画による)

(3) 活動時間

合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、長くとも平日では2時間程度で練習を終える。学校の休業日(学期中の土・日曜日を含む)では、3時間程度で活動を終える。

(4) 朝練習

放課後の練習時間が十分に取れる日は、原則として行わない。

ただし、朝練習を行う場合は、以下のとおりとする。

活動時間 7:45～8:15

(5) 定期考査に係る練習について

定期考査中及び考査1週間前からの部活動は原則禁止とする。

ただし、大会前などの理由で部活動を行う場合は、承認を得て行うこととする。

4 安全管理と事故防止

(1) 事故防止の留意点

- 県教育委員会の「部活動における重大事故防止のための安全対策ガイドライン」を活用し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、整備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意する。
- 複数の部活動がグラウンドで行われる際の安全対策として、安全な活動場所を確保するとともにグラウンド使用のルールの特明確化等の安全対策を行う。事故発生時及び未然に防ぐための対応として、職員研修の実施や危機管理マニュアルの見直し、AED設置場所の検討を行う。
- 生徒自身が安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用し、積極的に自分や他人の安全を確保したりすることができるようにする。

(2) 熱中症事故の防止

- 「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度））等を参考に、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。
- 大会やコンクール等へは、参加生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

(3) 事故への対応

- 事故が発生した場合には、適切な応急手当を行い、状況によっては負傷者を医療機関に搬送することや二次災害を食い止めるなど、事故による被害を最小限にとどめるよう努める。また、日頃から校内等の緊急体制が有効に機能するよう全教職員の役割分担や手順を明確にしておくとともに、AEDの配置場所についても周知徹底する。

5 経費

(1) 活動に当たる経費を生徒会費から補助する。

(2) 各部において部費を徴収する場合もある。ただし、集める場合は、必要最低限とし、金額については保護者の理解を得た上で決定する。その際、帳簿を作成し、年度末に会計報告をする。監査は教頭及び保護者代表が行う。

6 部活動への入部・退部

(1) 入部について

- 2、3年生の部活動へ加入を希望する生徒は、以下の手順による。
 - ①担任から入部届（登録カード1・2）を受け取る。
 - ②必要事項に記入し、登録カード1を部活動顧問、登録カード2を担任へ提出する。
- 1年生の部活動へ加入を希望する生徒は、以下の手順による。
 - ①体験入部（仮入部）をする。

②部紹介で各部の説明を聞く。

③担任から入部届（登録カード1・2）を受け取る。

④必要事項に記入し、登録カード1を部活動顧問、登録カード2を担任へ提出する。

(2) 退部について

退部を希望する生徒は、担任、部活動顧問と相談した後、保護者に承諾の上、退部する。

7 参加する大会等の精選

高等学校体育連盟の主催大会、各種コンクール大会や発表会、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を精選する。

8 部活動運営

(1) 外部指導者について

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解の下、外部指導者を活用する。

ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。

(2) 部活動検討委員会（学校評議員会）について

適切に部活動を実施するため、学校評議員会で活動内容などの現状と課題について指導助言を受ける。

9 その他

合宿、県外遠征などについては、別途定める。